

# 盛岡医療生活協同組合 グループホームさくらの家

## 重要事項説明書

作成日 2024年6月1日

### 1. 事業主体概要

事業主体名	盛岡医療生活協同組合
法人の種類	生活協同組合
代表者名	理事長 田村 茂
所在地	盛岡市永井19地割37番地5
他の介護保険関連の事業	<ul style="list-style-type: none"><li>・川久保病院（居宅療養管理指導・通所リハビリ・訪問リハビリ）</li><li>・在宅総合センター 地域包括支援センター川久保 ひだまりケアプランセンター 訪問看護ステーションかわくぼ 看護小規模多機能型居宅介護事業にじの家 ひだまりデイサービス</li><li>・飯岡永井地域包括支援センター</li><li>・さわやかクリニック（居宅療養管理指導・訪問看護）</li><li>・さわやかクリニックデイケア</li><li>・さわやかクリニック指定居宅介護支援事業所</li><li>・さわやかハウス</li></ul>

### 2. グループホームの概要

ホーム名	盛岡医療生活協同組合 グループホームさくらの家
運営理念	<ul style="list-style-type: none"><li>・自分らしさを大切にそれぞれの美しい花を咲かせられる「さくらの家」でありたい。</li><li>・入居者様、地域の皆様、ご家族の皆様が集っていただける活気のある「さくらの家」でありたい。</li></ul>
ホームの介護支援方針	認知症によって自立した生活が困難になった入居者に対して、家庭的な環境のもとで、食事、入浴、排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行なうことにより、安心と尊厳のある生活を、入居者の有する能力に応じ可能な限り自立して営むことができるように支援することを目的とします。

ホームの運営方針	<p>(1) 認知症対応型共同生活介護は、介護保険法や関係する厚生省令、告示の主旨・内容に沿ったものとします。</p> <p>(2) 入居者の人格を尊重し、入居者の立場に立ったサービスの提供に努め、個別の介護計画を作成し、入居者が必要とする適切なサービスを提供します。</p> <p>(3) 入居者・家族に対し、サービスの内容や提供方法についてわかりやすく説明します。</p> <p>(4) 適切な介護技術を持ってサービスを提供します。</p> <p>(5) 常に提供したサービスの質の管理、評価を行ないます。</p>
ホームの主な過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 大まかな日課はありますが、細かな日課につきましては、特に設けておりません。おひとりおひとりに合わせた日課とさせていただきます。</li> <li>・ 起床時間については、特に決まっておりませんが、体調不良等の起因とならないようお手伝いさせていただきます。</li> <li>・ 朝食は、8：00頃から食べることが出来ます。</li> <li>・ 昼食は、11：30頃～12：30頃ですがその方のペースに合わせて食べていただいております。</li> <li>・ 夕食は、17：30頃～18：30頃ですがその方のペースに合わせて食べていただいております。</li> <li>・ 就寝時間については、21：00頃～22：00頃としておりますが、その方の希望に合わせてお休みいただいております。</li> <li>・ 買い物や外出の支援もさせていただきます。ご遠慮なくお申し出下さい。原則は希望に合わせた支援をしますが、体制によりすぐご一緒できないことがありますので時間変更などの相談をお願いする場合があります。</li> </ul>
ホームの責任者	施設長 佐々木 友希
開設年月日	2012年 3月 24日
保険事業者指定番号	0370101404
所在地、電話・FAX 番号	所在地：岩手県盛岡市永井19地割37番地5 電 話：019-614-0606 FAX：019-614-0808
交通の便	盛岡駅より岩手県交通 三本柳経由矢巾営業所行き バス停飯岡駅前下車 徒歩8分 J R 東北本線 飯岡駅下車 徒歩8分
敷地概要	敷地面積：1805.63㎡
建物概要	構造：木造2階建て 延床面積：679.43㎡
居室の概要	個室部屋：9室 × 2ユニット (洋室：9.93㎡)

共用施設の概要	台 所：1室 × 2ユニット 居間兼食堂：1室 × 2ユニット ト イ レ：3箇所 × 2ユニット 浴 室：1箇所 × 2ユニット（1階面積：576.19㎡）
事故への対処	事故が発生した場合、医療機関との連携を図り必要に応じた対応を致します。又、契約代理人にもお知らせいたします。尚、事故に対しての賠償に関しては、契約書第16条によります。
損害賠償責任保険加入先	民医連 医療・介護総合保険制度
第三者評価の有無	有り
第三者評価機関	いわての保健福祉支援研究会

### 3. 職員体制（主たる職員）※1ユニットあたり

職員の職種	員数	常勤		非常勤		保 有 資 格	研修会受講等 内 容
		専従	兼務	専従	兼務		
管 理 者	1人		1人			介護福祉士	認知症介護実践者研修 認知症対応型サービス 事業管理者研修
計画作成担当者	1人以上		1人以上			介護福祉士 介護支援専門員（1名）	認知症介護実践者研修 介護支援専門員研修
介護従事者	8人以上	8人以上				介護職員初任者研修 介護基礎研修 介護福祉士実務者研修 介護福祉士 等	

### 4. 勤務体制 ※1ユニットあたり

昼間の体制	3人（早番1人 7：30～16：00） （中番1人 8：45～17：15） （遅番1人 12：30～21：00）
夜間の体制	1人（夜勤1人 21：00～ 7：30）

### 5. 利用状況

利用者数	入居定員 9人 ×2ユニット 合計18人
------	----------------------

6. サービスおよび利用料等

<p>保険給付サービス</p>	<p>食事・排泄・入浴(清拭)・着替えの介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等 上記については包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じて定められた金額(省令により変動有り)が自己負担となります。</p>
<p>保険分料金 (1日分)</p>	<p><b>【基本報酬】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援2 1割負担：749円(2割負担：1,498円)</li> <li>・要介護1 1割負担：753円(2割負担：1,506円)</li> <li>・要介護2 1割負担：788円(2割負担：1,576円)</li> <li>・要介護3 1割負担：812円(2割負担：1,624円)</li> <li>・要介護4 1割負担：828円(2割負担：1,656円)</li> <li>・要介護5 1割負担：845円(2割負担：1,690円)</li> </ul> <p><b>【加算】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・サービス提供体制強化加算(Ⅰ)イ 22円(44円) (介護福祉士の割合7割以上、又は勤続10年以上の介護福祉士2.5割以上)</li> <li>・初期加算(入居時より最大30日以内、 また1ヵ月以上入院後に再入居した場合) 30円(60円)</li> <li>・医療連携体制加算(Ⅰ)ハ 37円(74円) (訪問看護ステーションとの契約)</li> <li>・医療連携体制加算(Ⅱ) 5円(10円) (医療的ケアが必要な方)</li> <li>・認知症専門ケア加算(Ⅰ) 3円(6円) (認知症日常生活自立度Ⅲ以上)</li> <li>・入院時費用(月に6日を限度) 246円(492円)</li> <li>・看取り加算(死亡日31日前～45日前) 72円(144円) (死亡日4日前～30日前) 144円(288円) (死亡日の前日及び前々日) 680円(1360円) (死亡日) 1,280円(2,560円)</li> <li>・介護職員等処遇改善加算 単位合計×18.6%</li> </ul>
<p>保険分料金 (1ヶ月分)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活機能向上連携加算 200円(400円)</li> <li>・協力医療機関連携加算 100円(200円)</li> <li>・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ) 10円(20円)</li> <li>・高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ) 5円(10円)</li> <li>・栄養管理体制加算 (管理栄養士による栄養ケアに係る技術的助言や指導) 30円(60円)</li> <li>・科学的介護推進体制加算 40円(80円) (科学的介護情報システムLIFE(ライフ)への基本的な情報の提出とフィードバック情報の活用による提供する介護サービスの見直し)</li> </ul>
<p>保険対象外サービス</p>	<p>別紙のサービスについては、各個人の利用に応じて自己負担となります。 保険対象外サービスの料金は盛岡医療生活協同組合で決定し、改定する場合は理由を付して事前に連絡致します。</p>
<p>居室代(家賃代)</p>	<p>31,000円/月(新規・退去月のみ日割り)</p>

食 事 代	1日1,380円（朝食・昼食・夕食・おやつ・飲み物）
水光熱費 暖房費	1日あたり ・水光熱費 720円 ・暖房費 450円（11月～4月 冬季暖房費として加算） ・（個人の部屋で電化製品を使用する場合は1台につき1ヶ月500円加算）
管 理 費	2,000円/月
そ の 他	・理美容代・嗜好品・オムツ代は実費負担になります。 ・床ずれ用のマットレスが必要とされる場合があります。介護福祉用具店からの自費レンタルが可能です。（月4,000円～5,000円程度）

#### 7. 協力医療機関

協力医療機関名	盛岡医療生活協同組合 川久保病院
診療科目	内科・外科・眼科・歯科・小児科・理学療法科
協 力 医 師	院長 田村 茂

#### 8. 苦情相談機関

苦情受付窓口	担当者 グループホームさくらの家 施設長 佐々木 友希 （電話）019-614-0606
苦情解決責任者	担当者 在宅総合センターひだまり センター長 姉帯 将宏 （電話）019-635-1308
外部苦情申立て機関 （連絡先電話番号）	① 盛岡市役所介護保険課 （電話）019-651-4111 ② 岩手県国民健康保険団体連合会 （電話）019-623-4321

#### 9. 感染症、非常災害に対する対応

感染症対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・感染症の予防や蔓延防止のため、必要な措置を講じます。発生時に対応する指針、業務継続計画を作成し、シミュレーションを行う等の訓練や責任者を定め感染防止に努めます。また、感染委員会を定期的に開催し、備品整備や情報共有、対応の確認を行います。職員研修の実施で感染症予防を徹底します。</li> <li>・食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言指導を求めるとともに、密接な関係に努めます。</li> </ul>
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

非常災害対策	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防災の対応 消防計画に基づき、速やかに消火活動に努めるとともに、避難・誘導にあたります。また、日頃から、訓練の実施にあたっては、消防団や地域住民の参加を要請し、避難・救出訓練や業務継続計画に基づいたシミュレーションを実施します。</li> <li>・ 防災設備 防火管理者を選任し、消火器、避難誘導灯、自動火災報知機、スプリンクラー等必要設備を設けます。</li> <li>・ 防災訓練 消防法に基づき、非常災害に備えて、消防計画及び風水害、地域等の災害に対する指針及び業務継続計画を作成します。 職員および利用者が参加する消火通報・避難訓練を年間計画で実施します。</li> </ul>
業務継続計画の策定等について	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する認知症対応型共同生活介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。</li> <li>・ 従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行います。</li> <li>・ 定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。</li> </ul>

#### 10. 虐待防止、身体拘束、ハラスメント防止に対する対応

虐待防止	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業所は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、次に掲げる必要な措置を講じます</li> <li>・ 委員会を開催し、従業員に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施します。</li> <li>・ 苦情受付窓口、および苦情解決体制を整備します。</li> <li>・ 事業者はサービス提供中に当該従業員又は擁護者（利用者の家族等、高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村へ報告します。</li> </ul>
ハラスメント対策	<p>当事業所は、従業員、利用者及び家族、代理人のハラスメント防止のため、以下の措置を講じます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ ハラスメントを防止するための従業員に対する研修の実施を行います。</li> <li>・ その他、マニュアル、指針の整備等、ハラスメント対策に必要な措置を講じます。</li> </ul>
身体拘束等の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業者は、原則として利用者様に対して身体拘束を行いません。</li> <li>・ 自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者様及びご家族に対して説明し同意を得た上で、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合は、身体拘束を行なった日時、理由及び態様等についての記録を行ないます。</li> <li>・ 身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行うとともに、状況の変化や代替方法により身体拘束の必要がなくなった場合には、ただちに解除します。</li> </ul>

## 11. その他

運営推進会議の設置	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業所の行う認知症対応型共同生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、利用者、入居者家族、地域民、地域包括支援センター職員、職員を委員とした運営推進会議を設置します。事業の運営に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行うなど、地域との交流に努めます。</li> </ul>
個人情報の取り扱い	<ul style="list-style-type: none"> <li>・利用者、代理人等の個人情報については、適切に保護します。</li> <li>・個人情報使用同意書により個人情報を使用した場合使用した内容や時期等を文書にてお知らせ致します。(行政機関への情報提供以外)</li> </ul>
介護記録等の閲覧	利用者の希望により介護記録（生活記録）の閲覧ができます。
事故への対処	事故が発生した場合、速やかに医療機関と連携を図り、契約代理人にもお知らせいたします。又、事故に対しての賠償には責任を負えない場合があります。
ご利用にあたっての禁止行為	<p>利用者及び家族、代理人による従業員へのハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことができないと判断した場合は、契約を解除する場合があります。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者の職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為。</li> <li>・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為。</li> <li>・サービス利用中に職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載すること。</li> </ul>
その他留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事業所では入居者または御家族からの御心付けや差し入れの品などは固くお断りいたします。</li> <li>・所持品は、馴染みのある思い出深いものを持ち込みましょう。</li> <li>・ペットの持ち込みは基本的に遠慮して頂いております。ペットについては入居されている方々と事業所の相談で決めます。</li> <li>・面会は自由ですが、特別な事情がなければ7時30分～20時の間でお願いします。尚、面会簿のご記入をお願い致します。(感染症の状況によって、オンラインでの面会や面会時間を調整させていただく場合がございます)</li> <li>・外泊は家族等の同伴を原則とさせていただきます。尚、利用料に関しては、まる1日を通して外泊された場合のみ利用料は頂きません。</li> <li>・退去時、ご使用いただきました居室へのクリーニングが必要な場合は、クリーニングに掛かる費用をご負担いただく場合があります。</li> <li>・その他、ご不明な点はスタッフにお申し出下さい。</li> </ul>

令和 年 月 日

事業所名 盛岡医療生活協同組合グループホームさくらの家

代表者名 理事長 田村 茂 印

住 所 岩手県盛岡市永井19地割37番地5

説 明 者 \_\_\_\_\_ 印

\* 私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受け利用開始に同意します。

利 用 者 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

利用者代理人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

身元引受人 住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印